

令和6年度 重要事項説明書（西山台保育園）

令和6年4月1日改定

長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年9月第39号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり説明します。

1 施設の概要

名称	社会福祉法人 香月福祉会			
住所	〒 852-8122 長崎市西山台2丁目8-9			
電話番号	電話 095-847-6713 FAX 095-847-3232			
代表者	理事長・園長 香月 信子			
対象児童	子ども・子育て支援法の定めるところにより2号・3号認定を受けた児童			
定員	・80名定員 2号認定 34人 3号認定 0歳児 14人、1・2歳児 32人 ※ 但し、上記は面積に対する人数とする			
開設年月日	昭和56年 4月 1日			
敷地	敷地全体	783.34 m ²		
	園庭	240.45 m ²		
園舎	構造	鉄筋コンクリート造2階建て		
	延べ面積	543.57 m ²		
	保育室等	乳児室・ほふく室	0歳児	48.68 m ²
		保育室	1歳児	37.50 m ²
			2歳児	39.92 m ²
			3歳児	37.61 m ²
4歳児			47.25 m ²	
5歳児	52.50 m ²			
その他	医務室、便所、調理室、事務室			

2 目的及び運営方針

保育理念 『子どもは国の宝、国民の宝である』

- ★ 乳幼児の最善の利益を尊重し、養護と教育が一体となって、豊かな人間性を育む。
- ★ 子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出す力の基礎となる豊かな感性を育む。
- ★ 質の高い保育を提供するために、全職員が必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努める。

保育目標 『共に育ち 共に生きる』

- ★ 健康で明るく、思いやりのある子どもを育む。

保育方針

子どもの健やかな育ちを保障できる安定した環境のもとで、豊かな心情、意欲および態度を身につけ、人への信頼感と自己の主体性を形成できる調和のとれた人間性豊かな子どもを育む。

3 職員の配置状況

職種	人数	正規職員	非正規	備考
園長	1	1	0	
副園長	1	1	0	
保育士	20	11	9	※内5名学童兼務
保育補助	5	0	5	※内1名学童兼務
調理員	3	3	0	
事務職員	1	1	0	

※ 子どもの人数によって、職員数は、若干変更になる場合があります。

【勤務体制(主な時間帯)】

職種	勤務時間帯
保育士 (正規職員)	勤務時間帯 A 7:00~16:00
	B 8:00~17:00
	C 8:30~17:30
	D 9:00~18:00
	E 9:30~18:30
	F 10:00~19:00
保育士 (非正規)	B 8:00~17:00
	C 8:30~17:30
	D 9:00~18:00
夜間保育士	昼間の保育士と別途配置(22時まで)。
調理員	勤務時間帯 8:00~17:00

※主な勤務時間帯を記載。

※行事やその日の保育内容によって、勤務時間に多少の変更が出る場合もあります。

4 開所時間等

(1) 開所時間等

月曜日から土曜日

開所時間 7時~22時

保育標準時間帯 7時~18時

保育短時間帯 8時30分~16時30分

※各時間帯を超えて、開所時間内のお預かりは延長保育となります。

開所時間を越えるお預かりはできませんので、ご了承ください。

(2) 休業日

① 国民の祝日に関する法律に規定する休日

② 日曜日

③ 年末年始 12月29日から1月3日まで

(3) その他

- ① 近年、非常に大きな自然災害が起きることが増えてきています。それに伴い、特別警報等を伴うような自然災害(台風や大雪等)等の発生が予測され、子どもたちの安全を最優先に考慮し、保育をすることが困難と判断した場合(もしくは予測される場合)は、やむを得ず「臨時休園」になる可能性があります。また、ライフラインの復旧が困難な場合等、状況により「弁当を持参していただく」場合も生じてきます。

(近年では、長崎市より災害の状況により、休園の要請をいただくこともあります)その際は、出来るだけ早めにご連絡をさせていただきたいと思っておりますが、皆様のご理解の程、よろしくお願い致します。

- ② 園内では、衛生管理にも配慮はしておりますが、状況により感染症が流行することもあります。流行性の感染症で、園内の流行状況によっては、長崎市の指導により、やむを得ず「臨時休園」になる可能性もあります。ご了承下さい。

5 利用料金及び納付方法

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

長崎市に基づく利用者負担額となります。原則、口座振替をお願いします。

(2) 延長保育料(19時まで)

	16:30~18:00	18時~19時
保育標準時間 (7:00~18:00)	30分100円 以後、18時までは、 30分経過ごとに100円追加	1時間 150円
保育短時間 (8:30~16:30)		

※ 延長保育を利用された際に、その都度、台帳にサインをいただきます。

月末に、1か月分まとめて、延長保育料の請求をさせていただきますので、直接、現金で当園にお納め下さい。

なお、自然災害(台風や大雪等)等、急遽お預かりが困難な状況になった場合(もしくは予測される場合)は、延長保育のお預かりをお断りさせていただくことがあります。その際は、出来るだけ早めにご連絡をさせていただきたいと思っておりますが、皆様のご理解の程、よろしくお願い致します。

(3) 延長夜間保育料(通称:夜間保育)

保護者の就業やその他の理由により、19時以降の保育が必要な方について、希望をされる在園児は、昼間に引き続き「22時まで」延長保育を行うことが可能です。

19時~22時までは、便宜上「夜間保育」と呼び、保育士が保育を行います。**19時以降の夜間保育をご利用の場合、事前の申し込みが必要となります。**必要な方は、事前に職員にお知らせ下さい。

なお、夜間保育に関しても延長保育と同様、自然災害(台風や大雪等)等により、夜間保育のお預かりをお断りさせていただくことがあります。その際は、出来るだけ早めにご連絡をさせていただきたいと思っておりますが、ご理解の程、よろしくお願い致します。

【延長夜間保育(以下:夜間保育)実施要項】 ※令和5年度改訂

1) 夜間保育の実施日

- ★ 「事前に夜間保育の申込みを頂いている日のみ、夜間保育実施」となります。事前に、どなたからも夜間保育の申込みが無い日に関しては「19時」で保育園は閉所となりますので、夜間保育の申込みをされていない方以外は、19時までのお迎えをお願いします。
- ★ 毎週土曜日は、夜間保育はありません(19時までの保育)。
- ★ 夜間保育に関しても、延長保育と同様、自然災害(台風や大雪等)等、急遽お預かりが困難な状況になった場合(もしくは予測される場合)は、夜間保育のお預かりをお断りさせていただくことがあります。その際は、出来るだけ早めにご連絡をさせていただきます。

2) 夜間保育の時間帯

19時～22時(延長保育終了後、引き続き)

3) 夜間保育料

昼間保育料(市役所納入分)のほかに、下記の特別保育料を徴収します。

日 極 制 (1ヶ月に1～5日利用)	月 極 制 (1か月に6日以上利用)	
★1人あたり 1日 1,000円 ただし、夕食希望の場合は、 1,000円+300円(食事代) =1,300円	1 人 の 場 合	1か月 10,000円 ただし、 夕食希望の場合は、 その都度、1食300円必要。
	2 人 の 場 合	1か月 15,000円 (人数に関係なく、1家族分の金額) ただし、夕食希望の場合は、 その都度 1人につき1食300円必要。
	3 人 以 上 の 場 合	1か月 20,000円 (人数に関係なく、1家族分の金額) ただし、夕食希望の場合は、 その都度 1人につき1食300円必要。

※事前に「日極め」で申し込んでいても、1か月のうち6日以上の利用になった場合には、月極めの契約に変更いたします。なお、月極めの予定が日極めに変更になった場合には、返金等の料金調整も行いますので、安心してお申し込み下さい。

○ 「月極め」でご利用の方(月初めにすでにご利用がわかっている場合)

1. 毎月10日までに「月極保育料」をお納めください。
2. 食事代に関しては、その都度、台帳にサインをいただきます。
月末締めで、翌月に請求をさせていただきますので、現金で当園にお納めください。

● 「日極め」でご利用の方

- ・ お迎えの際に、その都度、台帳にサインをいただきます。
月末締めで、翌月に「日極保育料、食事代」を請求させていただきますので、現金で当園にお納めください。

4) 夜間保育の利用申し込み

★ 19時以降の延長保育利用に関しては、夜間保育が必要な方のみに「夜間保育利用予定表」を配布いたします。基本的に、前月の15日まで(休みの場合は、期限に変更あり)の申込みとなります。

夜間保育の利用の可能性がある方は、必ず事前に「夜間保育利用申込書」をご提出下さい。

★ 夜間保育を利用される場合、事前に、以下の3点を確認させていただきます。

- ① 食事は必要かどうか。 ② 迎え予定時間。 ③ 迎えに見える方(どなたがみえるのか)

5) 利用のキャンセル・申込変更期限

<利用のキャンセル>

夜間保育の当日のキャンセルは、13時までにご連絡ください(食事の準備の都合上、これ以降の時間には受け付けることができませんので、ご了承下さい)。保護者の事情により、13時以降にキャンセルをされる場合は、保育士配置と食事の準備の都合上、キャンセル料として、夜間保育の保育料の半額(500円)と食事代(300円)お支払いいただくこととなりますので、十分にお気を付けください。

ただし、お子様の状況により(例:夜間保育利用の予定だったが、お子様が発熱し、園からお迎えを依頼する場合)、夜間保育をキャンセルされる場合は、夜間保育の費用は発生いたしません。

<申込変更期限>

職員配置の都合上、利用申込みは、「利用日の前の週の、金曜日」までの申込みが必要となります(但し、利用日の前日が休日・祝日の場合は、その前の開所している時間帯までにお知らせ下さい)。

詳しくは、以下の例をご確認ください。また、食事の有無も含めてご連絡ください。

例1

日	月	火	水	木	金	土
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25

この週(20~24日の週)の利用に関して、最終的な申込みの受付は、「17日(金)」と

例2

日	月	火	水	木	金	土
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25

この週(20~24日の週)の利用に関して、16(木)、17(金)が祝日等で休みの場合は、最終的な申込みの受付は、「15日(水)」となります。

6) 学童保育利用児童の利用について

当園では、学童児童を対象に夜間保育も実施しています。ただし、令和5年度より、保育園児の夜間利用の希望がない日は、夜間保育実施ができなくなります。学童のお子様で、夜間保育が必要な方は、前月の20日以降、いつ夜間保育を実施できるか、事前にお伝えすることも可能ですので、まずは、職員まで、お問い合わせ下さい。

a) 対象：小学4年生まで(学童保育たんぼぼクラブの職員が、保育園までお連れします。お迎えは、園に直接お越し下さい)

b) 時間：19:00~21:00

c) 利用料：700円(1日あたり)

食事代：350円(1食あたり)

(4) その他実費に係る利用者負担等

(1) に掲げる保育料のほか、次に掲げる費用を実費負担していただきます。

- ・保険（日本スポーツ振興センター掛け金200円）
- ・必要物品代（体操服、クレヨン、月間絵本代 等）

随時、保育所長が指定しますので、保育所へ現金にてお支払いください。

※その他、当園の父母の会が一人当たり月に400円（年4回1200円ずつ徴収）されています（父母の会費に関しては、父母の会で管理されています）。

6 利用の終了について

以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- ① 利用児童が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

7 嘱託医等

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科：健診は年2回

医療機関名	森こどもクリニック
院長名	森 了吾
所在地	長崎市川平町 1204
電話番号	095-843-1155

(2) 歯科：検診は年1回

医療機関名	古豊歯科医院
院長名	古豊 泰彦
所在地	長崎市小峰町 3-16
電話番号	095-843-4165

8 副食費徴収について

令和元年10月以降、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育に係る費用が無償化になっております。

副食費(おかず代、おやつ代等)は無償化の対象外となります。したがって、幼児教育・保育の無償化以降も、2号認定子ども(3歳児菊組、4歳児桃組、5歳児虹組)に係る副食費の徴収を致します。

【用途および副食費】

給食費は、安全安心な食材(地産地消等)を調達し、郷土料理等を取り入れながら、児童に必要な栄養量を確保した給食を提供するために使用します。また、当園では主食は持参していただいておりますので、「副食費のみ」お支払いいただくこととなります。

認定区分	昼食	間食(おやつ)	副食費(月額)
2号認定の子ども (3歳児菊組、4歳児桃組、5歳児虹組)	副食費のみ (主食は家庭から持参)	午後の1回	一律 5,000円

※ 副食費の金額は、各園で設定することになっております。当園では、長崎市の公立保育所にならぬ、同額の5,000円と致します。

(但し、今後物価高騰や制度変更等あった場合には、金額を見直す可能性もあります)

- ※ 費用は「月額徴収」と致します(長期休暇においても、返金はできません(今までの保育料の考え方と同じです)。但し、途中入退所の場合のみ、日割り計算で対応致します。
- ※ 保育園での3～5歳児の副食は、皆様に納めていただいた費用で賄うこととなりますので、滞納などがないよう、ご理解ご協力の程、よろしくお願い致します(長崎市の指導も入ります)。
- ※ 一部のご家庭では、副食費が免除されることとなります。詳細については以下の内容をご確認ください。なお「副食費免除の対象になるかならないか」については、市役所からの通知がくる予定となっております。その詳細につきましてご不明な点がございましたら、直接長崎市こども部幼児課にお問い合わせ下さい。

【副食費免除について】

- 3～5歳児クラスの子ども → 「保育に係る費用」のみ無償化
- ※ 年収360万円未満相当世帯の子どもは副食費が免除になります。
- ※ 年収360万円以上相当の世帯は、第3子以降の子どもについては副食費が免除になります。長崎市では、年収470万円未満相当世帯については、最年長の子ども(18歳以下)から子どもの数を数えて第3子から無償になります。

【費用徴収方法】

当園では、副食費を現金で徴収いたします。副食費の納入袋をお渡ししますので、毎月10日まで(当月分、期日厳守)に、現金でお届け下さい。お釣りがないようにお願い致します。

また、他の費用と同様、お子様のバッグに入れてお届けいただくことは現金の紛失や行き違いなどの原因になりますので、必ず直接職員に手渡しでお届け下さい。園が受取り次第、領収印を押して徴収確認をさせていただきます。

9 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合は、保護者の指定する緊急連絡先(個人連絡表に記載)へ速やかに連絡を行います。必ず、保護者に連絡がつくようお願いいたします。

10 お子様をお預かりする上で…

保育園で大切なお子さんをお預かりさせていただきます。職員も子どもたちが楽しく心地よく過ごすことができるよう、精いっぱい努めてまいります。万が一、お子さんの体調の変化により、お迎えを依頼させていただく場合には、出来る限り速やかにお迎えをお願いいたします。また、子どもたちの成長と各クラスの円滑なクラス運営を見据え、各クラスの子どもの成長に応じた準備物などをお願いさせていただいております。ご協力をお願いいたします。

11 登降園に関するご連絡のお願い

欠席や平常より遅れて登園される場合には、事故防止のため、必ず9時半までにご連絡をお願いいたします。

またお迎えに関して、いつもとは違う方がお迎えの場合やお迎え時間が予定より変更になる場合等には、必ず園にその旨ご連絡をお願いいたします(事前に、お見えになる方の関係・続柄やお名前、お迎えの予定時間等をお知らせ下さい)。

なお、病院受診等の理由で遅れて当園される場合、給食の衛生管理の都合上、11時半までに登園の場合は保育園で給食を提供することができますが、11時半以降に登園の場合は昼食を済ませてからの登園をお願いいたします。

1.2 登降園について

当園はバス通りに面しているため、登降園時の事故が起きる危険性は十分に考えられます。子ども達にも以下の点を約束として伝えていこうと思っておりますので、保護者の皆様も、子どもたちの大切な命を守るためにご協力よろしくお願い致します。(お子様をお渡しして以降、帰り着くまで、保護者の皆様がお子様の安全面へのご配慮をよろしくお願い致します)

- ① 門扉は必ず大人が開け閉めする(その都度開閉をお願いします)
- ② 車の乗り降り、園までの道のりは、保護者と一緒に歩く(子どもが先に車から降りると大変危険です)

また、地域の皆様のご理解の下、登降園時間帯は車を園に横付けして駐車させていただいておりますので、お迎え後は、速やかに車のご移動をお願い致します。

(園の近隣の駐車場の出入り口前に車を止めることがないように、ご配慮をお願いします)

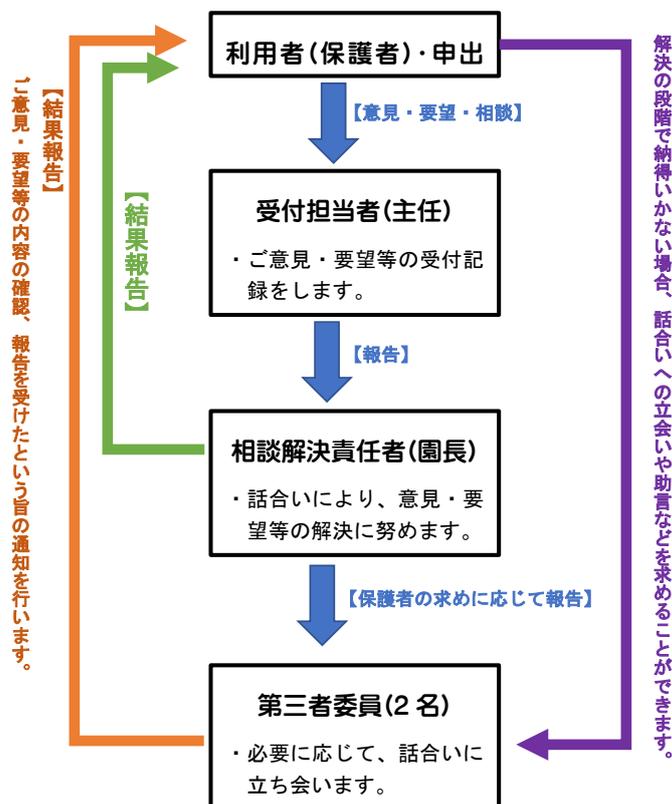
1.3 個人情報保護

当園では皆様に安心して保育施設をご利用いただくために、個人情報保護に努めております。但し、別紙の「個人情報保護について」に記載している内容につきましては、保護者の皆様に同意を得た上で、必要に応じて情報提供する場合があります。また、外部からの監査や第三者評価等の際には、情報を公開することがあります。

1.4 ご意見・要望解決のためのご案内

次のとおり、要望・苦情に係る窓口を設置しています。
詳細は、当園へ入所された後、改めてご案内いたします。

【ご意見・要望解決のための窓口】



15 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します
防災設備	・自動火災報知機 有 ・屋外避難階段 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常警報装置 有
避難・消火訓練	毎月1回
不審者訓練	年1回以上

16 利用者に対する保険等

保険の種類	日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」
保険の内容	施設の管理下での災害に対する給付
保険金額	365円（年額）※保護者負担200円、園負担165円

最後に・・・

保育園で過ごされる子どもさんにより良い成長と環境づくりのために、保育園と保護者の連携は欠かせません。一人一人の子どもたちのより良い成長を願い、情報交換を行いながら、保護者の皆様と一緒に温かく見守っていきたいと思っております。何かご心配なことがあれば、いつでも職員にもお声掛け下さい。時には園からもご協力をお願いすることもあると思いますが、どうぞご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。